二　次に掲げる規定　平成三十年四月一日
イ　第一条中酒税法施行令第六条の改正規定及び同令第七条に一項を加える改正規定
ロ　附則第六条の規定
三　次に掲げる規定　平成三十二年十月一日
イ　第一条中酒税法施行令の目次の改正規定、同令第十九条を削り、同令第十八条の二を同令第十九条とする改正規定、同令第二十条の改正規定、同令第二十一条の改正規定及び同令第二十八条の改正規定並びに附則第三条から第五条までの規定
ロ　第三条中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令第八条の三第一項第四号及び第五号の改正規定並びに次条第二項から第四項までの規定
四　第一条中酒税法施行令第七条の次に一条を加える改正規定　平成三十五年十月一日

（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第三条の規定による改正後の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令（第四項において「新酒類業組合法施行令」という。）第八条の三（第一項第一号に係る部分に限る。）の規定によって行うべき表示は、平成三十二年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

2　第三条の規定による改正前の酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令（次項において「旧酒類業組合法施行令」という。）第八条の三（第一項第四号に係る部分に限る。）の規定は、平成三十八年九月三十日までは、なおその効力を有する。

3　旧酒類業組合法施行令第八条の三（第一項第五号に係る部分に限る。）の規定は、平成三十五年九月三十日までは、なおその効力を有する。

4　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号。以下「改正法」という。）第七条の規定による改正後の酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三条第三号ハに規定するその他の発泡性酒類に該当する酒類（改正法第七条の規定による改正前の酒税法第三条第三号ハに規定するその他の発泡性酒類に該当するものを除く。）について、新酒類業組合法施行令第八条の三の規定によって行うべき同条第一項第五号に掲げる事項の表示は、平成三十九年三月三十一日までは、これを行わないことができる。

（発泡酒の原料の重量の計算に関する経過措置）

第三条　改正法附則第三十六条第二項第一号及び第二号の規定の適用については、麦芽を原料の全部又は一部として製造したアルコール含有物（蒸留したものを除く。）を原料の一部としたこれらの規定に掲げる発泡酒の当該アルコール含有物の原料となった麦芽の重量は、これらの規定に規定する麦芽の重量に含まれるものとして計算するものとする。

2　改正法附則第三十六条第二項第一号及び第二号の規定の適用については、アルコール含有物を原料の一部としたこれらの規定に掲げる発泡酒に係るこれらの規定に規定する水以外の原料の重量の計算については、当該アルコール含有物の重量は、そのアルコール分に応じ、アルコール分一度一キロリットルにつき二十キログラムとして計算するものとする。

3　前二項の規定は、改正法附則第三十六条第五項第一号及び第二号の規定を適用する場合について準用する。この場合において、前二項中「附則第三十六条第二項第一号及び第二号」とあるのは、「附則第三十六条第五項第一号及び第二号」と読み替えるものとする。

4　前三項に定めるもののほか、改正法附則第三十六条第二項第一号及び第二号並びに同条第五項第一号及び第二号に掲げる発泡酒の原料の重量の計算に関し必要な経過措置は、財務省令で定める。

（手持品課税等に係る申告等）

第四条　改正法附則第三十九条第二項、第十五項及び第二十一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一　届出者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。次項及び第四項において同じ。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下この条において同じ。）

二　貯蔵場所の所在地及び名称

三　その他参考となるべき事項

2　改正法附則第三十九条第六項第七号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　申告者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

二　貯蔵場所の所在地及び名称

三　その他参考となるべき事項

3　酒税法施行令第三十九条第三項から第六項までの規定は、改正法附則第三十九条第六項の申告書を提出する義務がある者が当該申告書の提出期限前に当該申告書を提出しないで死亡した場合について準用する。

4　改正法附則第三十九条第七項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一　届出者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号

二　貯蔵場所の所在地及び名称

三　その他参考となるべき事項

5　改正法附則第三十九条第十二項の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該酒類につき同条第一項の規定の適用を受けた者を通じて同条第六項の税務署長から交付を受けた手持品課税対象証明書（当該酒類が同条第一項の規定による酒税を課された、又は課されるべきものであることを証明した書類をいう。）を添付し、これを同条第十二項の税務署長に提出しなければならない。

一　申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあっては、法人番号

二　当該製造場の所在地及び名称

三　当該酒類を当該製造場に戻し、又は移送した者の住所及び氏名又は名称

四　当該酒類の税率の適用区分（品目を含む。次項第三号において同じ。）及び当該区分ごとの数量

五　当該酒類につき改正法附則第三十九条第一項の規定の適用を受けた者の住所及び氏名又は名称並びにその適用を受けた時における当該酒類の貯蔵場所の所在地及び名称

六　その他参考となるべき事項

6　前項に規定する手持品課税対象証明書の交付を受けようとする改正法附則第三十九条第一項の規定の適用を受けた者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に提出しなければならない。

一　申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあっては、法人番号

二　当該酒類につき改正法附則第三十九条第一項の規定の適用を受けた時における当該酒類の貯蔵場所の所在地及び名称

三　当該酒類の税率の適用区分及び当該区分ごとの数量

四　当該酒類を酒類の製造場から移出した酒類の製造者の住所及び氏名又は名称並びに当該酒類の戻入れ又は移入に係る酒類の製造場の所在地及び名称

五　その他参考となるべき事項

7　第五項の申請書の提出を受けた税務署長は、改正法附則第三十九条第十二項の確認をしたときは、当該確認の内容を記載した書類により、その旨を当該申請書を提出した者に通知しなければならない。

8　第二項から前項までの規定は、改正法附則第三十九条第十四項の規定により酒税を課する場合又は同条第十七項の規定により酒税を控除する場合について準用する。この場合において、第五項中「同条第一項」とあるのは「同条第十四項」と、同項第五号及び第六項中「附則第三十九条第一項」とあるのは「附則第三十九条第十四項」と読み替えるものとする。

9　第二項から第七項までの規定は、改正法附則第三十九条第二十項の規定により酒税を課する場合又は同条第二十三項の規定により酒税を控除する場合について準用する。この場合において、第五項中「同条第一項」とあるのは「同条第二十項」と、同項第五号及び第六項中「附則第三十九条第一項」とあるのは「附則第三十九条第二十項」と読み替えるものとする。